

多賀城市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成27年1月23日

多賀城市監査委員 菅野昌治

多賀城市監査委員 根本朝栄

1 監査の種類

財政援助団体等に係る監査

2 監査実施対象及び期日等

指定管理者	指定管理施設	所管部署	監査実施日
多賀城市民スポーツクラブ	多賀城市総合体育館・市民プール・ 市民テニスコート・多賀城公園野球場・ 中央公園多目的広場	生涯学習課	平成26年 12月8日
JM共同事業体	多賀城市文化センター	生涯学習課	平成26年 12月12日
大代地区コミュニティ推進 協議会	大代地区公民館	生涯学習課	平成26年 12月9日

3 監査の範囲及び方法

指定管理者に係る出納に関係した事務及び指定管理施設の運営及び安全管理について、協定書等に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として、試査照合及び関係職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

監査の結果を全般的に見ると、指定管理施設の運営及び安全管理は、協定書等に基づき概ね適正に執行されていた。

しかしながら多賀城市体育施設及び有料公園施設を所管する生涯学習課の事務処理について、人件費の精算に係る基本協定書（業務仕様書）の変更決定行為に一部不備な点が見られた。

詳細は別紙のとおり。

平成26年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象等

指定管理者及び指定管理施設

指定管理者	指定管理施設	所管部署	監査日/備考
特非)多賀城市民スポーツクラブ	総合体育館ほか	教育委員会生涯学習課	12月8日
大代地区コミュニティ推進協議会	大代地区公民館	教育委員会生涯学習課	12月9日
JM共同体	文化センター	教育委員会生涯学習課	12月12日

3 監査の範囲

平成25年度執行に係る出納その他の事務。

ただし、指定管理者については公の施設の管理に係る事務を監査の範囲とする。

4 監査項目及び着眼点

指定管理者及び指定管理施設

公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかを主眼として監査を実施する。

ア 所管部署関係

- (ア) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (イ) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示をおこなっているか。
- (ウ) 指定管理者の運営について、評価、検証は適切に行われているか。
- (エ) 指定管理者の経営状況等の把握に努めているか。

イ 指定管理者関係

- (ア) 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 - i. 消防法の点検及び届出、消防訓練の実施
 - ii. 昇降機、自動ドア等保守点検など
- (イ) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
 - i. 市長との協議、通知、各種報告等は協定書等どおりなされているか。
 - ii. 協定の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- iii. 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- iv. 事業報告書は、管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績、管理経費の収支状況などが、記載されているか。
- v. 経費節減は図られているか。

- (ウ) 利用料金は、あらかじめ承認を得ているか。
- (エ) 利用料金の収納は適正に行われているか。
- (オ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- (カ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- (キ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

5 監査の方法

監査の対象及び範囲に示した団体の事務並びにそれに関する所管部署の事務が適正に執行されているかについて、監査項目及び着眼点に基づき、関係書類を確認し、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

6 指定管理状況

指定管理者	指定管理施設	指定期間
		平成25年度委託料(円)
多賀城市民スポーツクラブ	総合体育館、市民テニスコート 市民プール、中央公園サッカー場	H23. 4. 1～H28. 3. 31 116,980,000
J M共同事業体	文化センター	H23. 4. 1～H28. 3. 31 116,048,000
大代地区 コミュニティ推進協議会	大代地区公民館	H26. 4. 1～H31. 3. 31 (参考：26年度) 23,400,000

7 監査の結果

別紙のとおり

財政援助団体等監査(指定管理)に係る監査結果

【所管課分】

監査の結果を全般的に見ると、指定管理施設の運営及び安全管理は、協定書等に基づき概ね適正に執行されていた。

しかしながら、体育施設及び有料公園施設を所管する生涯学習課の事務処理について、一部不備な点が見られた。

団 体 名	多賀城市民スポーツクラブ
実 施 日	平成26年12月8日(月)
指 定 管 理	総合体育館、市民プール、市民テニスコート、 中央公園サッカー場
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの (1) 基本協定では人件費を精算することと定められているが、平成25年度は人件費の精算を行わないこととされた。また、年度協定の起案文書において、精算しないこととする旨及びその理由も記載されていない。 基本協定に定められたことを変更する場合は、基本協定の変更協定を結ぶべきである。仮に、年度協定において、基本協定の内容を特例的に変更する場合であったとしても、年度協定の起案文書には、変更する内容及びその理由を明記したうえで決裁をうけるべきである。	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの (1) 年度終了後に提出された多賀城市体育施設等の運営管理に関する収支決算書と、スポーツクラブの決算書が容易に突合できない表記になっていたもの。 ・容易に突合できるよう、科目・項目等の整理について指導されたい。 (2) 修繕費について同時期に45万円の卓球台修理が2件(合計90万円)執行されている事例が見受けられ、スポーツクラブが費用負担しているが、その経緯の記録がないもの。 ・25年度の年度協定書で施設整備の維持補修等については市とスポーツクラブが協議の上行うこととされている。ただし1件60万未満の施設の修繕等についてはクラブが委託料の範囲内で行うこととしている。当該ケースは卓球台の修繕45万円を同時期に2台、合計90万円を実施したものであるが、分割発注し、60万円未満としたものである。クラブの負担とすることで生涯学習課とクラブで協議を行ったとのことであるが、協議内容等についても記録しておくべきものである。	

団 体 名	大代地区コミュニティ推進協議会
実 施 日	平成 2 6 年 1 2 月 9 日 (火)
指 定 管 理 者	大代地区公民館
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	

団 体 名	J M共同事業体
実 施 日	平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日 (金)
指 定 管 理 者	文化センター
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	

財政援助団体等監査(指定管理)に係る監査結果

【団体分】

監査の結果を全般的に見ると、指定管理施設の運営及び安全管理は、協定書等に基づき概ね適正に執行されていた。

団 体 名	多賀城市民スポーツクラブ
実 施 日	平成26年12月8日(月)
指 定 管 理	総合体育館、市民プール、市民テニスコート、 中央公園サッカー場
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの (1) 年度終了後に提出された多賀城市体育施設等の運営管理に関する収支決算書と、スポーツクラブの決算書が容易に突合できない表記になっていたもの。 ・容易に突合できるよう、科目・項目等を整理されたい。	

団 体 名	大代地区コミュニティ推進協議会
実 施 日	平成26年12月9日(火)
指 定 管 理 者	大代地区公民館
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	

団 体 名	JM共同事業体
実 施 日	平成26年12月12日(金)
指 定 管 理 者	文化センター
所 管 課	教育委員会 生涯学習課
1. 改善を要するもので、措置状況報告を要するもの 特になし	
2. 改善を要するが、特に措置状況報告を要しないもの 特になし	
3. 監査実施時に判明した軽微な訂正等を要するもの 特になし	